

重要事項説明書

～ 障がい者自立支援法 短期入所 ～



介護老人保健施設ケアポート白鳳のご案内

(平成 24 年 7 月 1 日現在)

1. 概要

(1) 短期入所サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団白鳳会
代表者氏名	理事長 鷺見 靖彦
所在地	岐阜県郡上市白鳥町白鳥 2-1

(2) サービスを提供する事業所について

事業所名称	介護老人保健施設ケアポート白鳳
事業所の種別	医療機関(介護老人保健施設)
開設日	平成 8 年 5 月 8 日
所在地	岐阜県郡上市白鳥町白鳥 2-6
連絡先	Tel 82-5999(代) Fax 82-5998
指定障がい福祉サービス	短期入所
定員	空床利用型、原則1日3名以内
サービスの主たる対象者	身体障がい者
事業所番号	2111000382
指定年月日	平成 24 年 7 月 1 日
送迎可能地域	郡上市白鳥町、大和町、高鷺町

2. 事業の目的及び運営方針

短期入所は居宅においてその介護を行うものの疾病その他の理由により短期間の入所を提供し必要な保護及び援助を行う事を目的としたサービスです。

事業の実施に当たっては利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。また地域との結びつきを重視し、行政や他のサービス機関との連携に努めるものとします。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ◇協力医療機関 医療法人社団白鳳会 鷺見病院 郡上市白鳥町白鳥 2-1
- ◇協力歯科医療機関 中村歯科医院 郡上市白鳥町白鳥 128-1

4. 職員の員数及び役割

当施設の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。なお、員数は平成24年4月1日現在のものであります。職員数の変動があるたび施設内の掲示板には組織図を掲示しています。なお、職員は全て介護老人保健施設の人員と兼務し勤務しています。

職種	員数	職務の内容
管理者	1	施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う
医師	1	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
看護職員	13	医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の各種サービス計画に基づく看護を行う。
介護職員	32	利用者の各種サービス計画に基づく介護を行う。
支援相談員	1	利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、指導を行い、市町村との連携をはかる。
理学療法士	3	医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
作業療法士	2	
管理栄養士	1	利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
介護支援専門員	2	利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う
事務員	2	介護報酬の請求及び一般事務を行う

5. 提供するサービスの内容

- ① 食事（食事介助が必要な方が多い場合、早めに食事を始められる利用者も見えます）
朝食 8時00分～ 昼食 12時00分～ 夕食 18時00分～
- ② 入浴もしくは清拭（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）
- ③ 健康管理
- ④ 身体等の看護・介護
- ⑤ 相談支援サービス
- ⑥ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑦ 理美容サービス（施設の理容室を使用し理髪店からの出張を受けます。実費が必要です）
- ⑧ 行政手続代行

6. 利用料について

利用料の額は厚生労働大臣が定めた額とします。上記以外に水道光熱費、日用品費が必要です。費用の支払いを受ける場合には利用者またはその家族に対して別紙1料金表をもとに事前に説明を行います。

毎月 15 日までに前月分の利用料金を請求します。当月末までに原則口座引落にてお支払い下さい。お支払い確認後領収書を交付します。領収書は医療費控除に添付する重要な書類ですので大切に保管して下さい。

正当な理由なく利用料金を 3 ヶ月以上滞納された場合利用の継続をお断りする場合があります。

7. 通常サービスを提供する地域

送迎可能なエリアは郡上市白鳥町、大和町、高鷲町です。

8. 事業の対象とする障がいの種類

事業所が主たるサービスの対象とする障がいの種類は身体障がいとします。

利用対象者は原則として医療型短期入所サービスの対象者です。

9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生した場合は速やかに主治医に連絡を取り指示を仰ぐとともに管理者に報告をします。

主治医と連絡が付かない場合は協力医療機関に連絡を取り医師の指示を仰ぐものとします。

10. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止のために成年後見制度に関する支援を積極的に行うものとします。また、苦情相談体制を整備します。

従業者には研修等を通じ虐待防止にかかる知識の習得に取り組みます

10. 秘密の保持および個人情報の保護

従業者は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報を適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については情報提供を行う事とします。

- サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- 市町村およびサービス提供事業所等との連携

- 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時に安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 法人内での介護情報及び医療情報、利用料金の滞納等の情報

11. 賠償責任

サービスの提供に伴って事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

また、利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

12. 記録・情報の開示

事業所は、利用者の介護サービスの利用にかかる記録を作成し、その記録を2年間保管します。

利用者本人から記録の閲覧、謄写が求められた場合は原則としてこれに応じます。ただし、扶養者及び代理人等からの依頼については本人の承諾が得られた場合、もしくは管理者が必要と認めた場合に限りこれに応じるものとします。

13. 要望及び苦情等の相談について

要望や苦情などは、事業所までご遠慮なくご相談ください。別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を参照してください。

14. 施設利用に当たっての留意事項等

○ 食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みについては必ず事前に相談をしてください。

○ 面会

午前8時～午後8時まで。

○ 設備・備品の利用

施設内の備品・設備は皆さんで使われるものです。大切に利用してください。損失・破損があった際は状況によっては弁償していただくこともあります。

- 所持品・備品等の持ち込み
所持品の紛失破損については一切責任を持ちません。所持品には必ずご記名下さい。
- 衛生材料等
吸引カテーテル等医療ケアに必要な物品及びオムツ等日常生活に必要な物品は利用者が用意する事とします。
- サービス利用の申し込み
原則として利用前月 7 日までに申し込みを行ってください。
- 緊急時の連絡先
緊急の場合には、「連絡先表」にご記入いただいた連絡先に連絡します。第1連絡先から順に連絡を取りますので必ず連絡が付く様にしてください。なお、いずれかの連絡先にご連絡した後は施設からは他の連絡先には報告をしませんので家族間で連絡を取り合ってくださいようお願いいたします。
- 入退所の時間
原則として午前 9 時から午後 5 時までのあいだで利用申し込み時に入退所の時間をお伝え下さい。

上記内容について、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号平成 18 年 9 月 29 日)」第 9 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

平成 年 月 日

_____ 様

岐阜県郡上市白鳥町白鳥 2-6
介護老人保健施設ケアポート白鳳

担当者

老人保健施設ケアポート白鳳料金表

～ 障がい福祉サービス短期入所 ～

平成24年7月1日改訂

医療型	短期入所サービス費(Ⅱ)	2,380	宿泊を伴わない短期入所
	短期入所サービス費(Ⅲ)	1,388	
	特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,251	宿泊を伴う短期入所
	特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,289	
福祉型	短期入所サービス費(Ⅰ) 区分6	882	
	区分5	750	
	区分4	619	
	区分3	557	
	区分2及び1	486	
	短期入所サービス費(Ⅱ) 区分6	576	日中活動を利用した日に短期入所を利用した場合に算定
	区分5	504	
	区分4	304	
	区分3	229	
	区分2及び1	164	
各種加算	短期利用加算	30	利用を開始した日から起算して30日以内の期間について加算されます
	医療連携体制加算	500	福祉型短期入所を利用中に看護職員による医療行為が行われた場合算定します
	栄養士配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)	12 / 22	常勤の管理栄養士が食事管理を行った場合算定します
	食事提供体制加算	68	
	特別重度支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)	120 / 388	医療的ケアを特に要する利用者にサービスを提供した場合に加算されます
	送迎加算	186	
その他の費用	食事代 (一食ごとに算定します)	朝食 : 400 昼食 : 600 夕食 : 500 (濃厚流動食)500	
	水道光熱費	500	
	日用品費	250	

<別紙2>

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

1. 利用者からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

苦情解決責任者 牧野 正司 (介護老人保健施設ケアポート白鳳 事務長)

苦情受付窓口 大坪 隆成 (在宅介護支援センターしろとり管理者 社会福祉士)

2. 苦情の解決方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。匿名でも結構です。
なお、行政等に直接申し立てることも出来ます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者の助言や立ち会いを求めることができます。また郡上市障がい福祉課の職員の立ち会いを求めることが出来ます。

3. その他の窓口

郡上市健康福祉部社会福祉課

郡上市八幡町島谷 228 67-1121(代表) 67-1811(直通)

岐阜県運営適正化委員会(岐阜県社会福祉協議会内)

岐阜県岐阜市下奈良 2-2-1(福祉・農業会館) 058-278-5136